

「子ども基本法(仮称)」の早期制定を図り、子ども政策の進展を求める意見書

政府の「こども政策の推進に係る有識者会議」は、2021年9月から5回にわたって会合を開き、当事者や子ども・若者らのヒアリング等を踏まえて審議し、今後の子ども政策の基本理念や政策の柱を報告書に取りまとめ、2021年11月29日、岸田文雄首相に手渡しました。

報告書における、今後の子ども政策の基本理念として、「子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」・「すべての子どもの健やかな成長、Well-being（幸せな状態）の向上」・「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」・「子どもや家庭が抱えるさまざまな複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援」・「待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要な子ども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換」・「データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）」の6点の取り組みを求めています。

また、今後取り組むべき子ども政策の柱には、「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す」・「全ての子どもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する」・「成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」の3つを掲げて具体的な政策を提言すると共に、政策を進めるにあたって共通の基盤となるものとして「子ども基本法（仮称）」の制定を求めています。

日本は、1994年に「子どもの権利条約」を批准しましたが、総合的に子どもの権利を保障する法律がありません。

よって、政府におかれては、全ての子ども施策の基盤として、子どもの権利を保障する「子ども基本法（仮称）」の早期制定を図り、子ども政策の進展を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月29日

摂津市議会